

2016年度町田市教育委員会

第10回定例会会議録

1、開催日	2017年1月13日	
2、開催場所	第三、第四、第五会議室	
3、出席委員	委員 長 佐藤 昇	
	委員 八並 清子	
	委員 森山 賢一	
	委員 坂上 圭子	
	教育長 坂本 修一	
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	吉川 正志
	生涯学習部長	北澤 英明
	教育総務課長	市川 裕之
	教育総務課担当課長	高橋 由希子
	(兼) 総務係長	
	教育総務課担当課長	小宮 寛幸
	(学校運営支援担当)	
	施設課長	岸波 達也
	施設課学校用務担当課長	桑原 一貴
	施設課担当課長	細川 智
	施設課担当課長	平川 浩二
	学務課長	田中 利和
	学務課担当課長	峰岸 学
	保健給食課長	佐藤 浩子
	指導室長	宮田 正博
	(兼) 指導課長	
	指導課担当課長	藤原 広志

指導課統括指導主事	熊 木 崇
教育センター所長	勝 又 一 彦
教育センター担当課長	黒 澤 一 弘
教育センター統括指導主事	高 橋 博 幸
生涯学習部次長	小 口 充
(兼) 生涯学習総務課長	
生涯学習総務課担当課長	早 出 満 明
(兼) 総務係長	
生涯学習総務課担当課長	貴 志 高 陽
(兼) 文化財係長	
生涯学習センター長	板 橋 かおる
生涯学習センター担当課長	鈴 木 亘
図書館長	近 藤 裕 一
図書館市民文学館担当課長	河 井 康 雄
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	中 嶋 真
図書館担当課長	吉 岡 一 憲
書 記	小 泉 宣 弘
書 記	谷 山 里 映
速 記 士	帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案及び結果

議案第63号	町田市教育委員会児童生徒表彰について	原 案 可 決
議案第64号	教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求め ることについて	承 認
議案第65号	町田市学校保健功労者の表彰及び感謝状の贈呈について	原 案 可 決
議案第66号	都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時専決処理に関し承認を求め ることについて	承 認
議案第67号	町田市指定有形文化財の指定について	原 案 可 決

議案第68号 町田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について 原 案 可 決

議案第69号 町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について

原 案 可 決

議案第70号 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 承 認

議案第71号 町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解職及び委嘱について

原 案 可 決

7、傍聴者数 4名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○委員長 ただいまから町田市教育委員会第10回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は坂上委員です。

日程の一部変更をお願いいたします。日程第2、議案審議事項のうち、議案第64号、第66号及び第70号は非公開案件ですので、日程第3、報告事項終了後、一旦休憩をとり、日程第4として、関係者のみお残りいただき、審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、今日は2点ご報告させていただきます。

昨年の12月17日(土)、第8回中学生東京駅伝大会に参加する「チーム町田」の結団式を市役所で開催いたしましたので、これに各委員とともに出席をいたしました。今回の結団式におきましても、市内の各中学校から選出されました男女42名の生徒たちへ、市長や教育委員長等から励ましの言葉が送られまして、選手認定証が1人1人に授与されて、生徒代表から力強い決意表明がございました。

町田市のチームは、過去2回、男女総合優勝をなし遂げておりますが、その強さは、各中学校の体育科教員のボランティアとしての大きな協力があるからでございます。加えて、各中学校の校長先生を初め、教職員の皆様、応援していただいている保護者、地域の皆様のご協力のたまものでございます。改めて関係の皆様にご感謝を申し上げたいと思いません。

町田市は過去2回優勝していることから、総合優勝を狙う近隣の八王子市や区部の江戸川区、足立区、練馬区、板橋区といった多くの自治体から強くマークされておりますけれども、ぜひ今回もいい成績をおさめられることを期待したいと思っております。

もう1点、新年に入りまして、1月10日（火）、中学生人権作文コンテストの表彰式が市役所において開催されましたので、これに出席をいたしました。この作文コンテストは、次代を担う中学生に、人権問題に関する作文を通じて、互いの人権を尊重することの大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうということを目的としまして、昭和47年度から東京法務局及び東京都人権擁護委員連合会の主催により実施されております。昭和56年度からは全国中学生人権作文コンテストとして、法務省及び全国人権擁護委員連合会の主催により実施されているものでございます。

今回は、東京都大会を経て中央大会へ推薦されたものはなかったようですが、市内16校の中学校から2,246名の応募があった中で、9校11名、11編の中学生の作品を優秀賞として市長から賞状が授与されました。この人権作文コンテストに学校を挙げて取り組んでいただきました各中学校の先生方、そして日ごろから人権に関する啓発活動に熱心に取り組まれていらっしゃる人権擁護委員の皆様にご感謝を申し上げます。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○委員長 両部長から何かございますか。

○学校教育部長 私からは特にございません。

○生涯学習部長 生涯学習部からも特に報告することはございません。

○委員長 それでは、各委員から報告をお願いいたします。

○八並委員 私からは1点ご報告いたしたいと思えます。

1月9日、成人式「二十祭まちだ2017」の式典が市立総合体育館にて行われました。当日は、事前の天気予報では心配されました雨も、朝には上がり、晴れやかな1日となりました。

「二十祭まちだ」の式典は、20歳前後の若者たちが実行委員会をつくり、いろいろなことを企画運営している町田市独自の成人式となっております。例年のように市内の中学校PTA連合会や、小学校PTA連絡協議会による各校からの新成人に向けたお祝いメッセージが掲示され、また、中P連によるタイムマシン作文、これは中学3年生のときに、20歳の自分へのメッセージを書いた作文であります。そのタイムマシン作文の返却が行われました。新成人となりました卒業生たちが、母校のメッセージを懐かしく見入る姿、また、5年前の自分のメッセージを読み返しては、はにかむ様子など、初々しい姿が見られました。

平成15年度から始まったお祝いメッセージの掲示、また、平成22年度から開始されたタイムマシン作文の返却、どちらも町田市の成人式の目玉として定着してきております。これらの事業を続けるに当たり、各学校、それから各学校のPTAの皆様からのご協力に改めて感謝したいと思います。

私からは以上です。

○森山委員 私から1点ご報告させていただきます。

毎年12月に実施されております市議会議員との意見交換会に、26日、各教育委員とともに出席をいたしました。特に町田市の教育、学校教育あるいは生涯学習を含めての現状、そして諸課題について、多くの議員の方々との意見交換を行いました。具体的にいろいろなお話をさせていただき、このような意見交換会という機会も必要であると思いました。

以上です。

○坂上委員 私から1点ご報告させていただきます。

12月17日、中学生東京駅伝「チーム町田」結団式に出席いたしました。市役所の3階にて結団式が行われ、会場入り口手前には歴代のたすき、たくさんの過去の入賞時の賞状と栄えある第1回の男女それぞれの優勝カップが飾られていました。今回で8回目となるこの大会ですが、過去の成績を見ても、「チーム町田」は、この駅伝大会ではかなり実力のあるチームで、今回の大会もとても楽しみです。会場に入ると、正面には「チーム町田 つなげ心の襷！」と書かれたのぼりや町田市立中学校PTA連合会から、「がんばれ！町田っこ」と大きく書かれた赤と黒で彩られた横断幕が飾られ、これを見ると、大会に出る選手たちも士気が高まったのではないかと思います。

式では来賓などの挨拶、激励の言葉の後、選手認定証授与式にて選手全員に認定証が渡され、選手代表の決意表明の言葉で式は締めくくられました。東京駅伝は市内の中学校か

ら選抜された選手によるチームです。普段の学校生活では一緒にいられない仲間ですが、ここでは気持ちを1つにして、町田市代表という誇りを持って大会に臨んでもらいたいと思いました。ここまでご尽力いただいた先生方、各関係の皆様、保護者の方に深く感謝し、選手の皆さんには大会本番まであと2週間余りですが、体調管理に気をつけ、けがなどしないよう、当日は、今までの練習の成果を存分に発揮して悔いのないよう頑張ってもらいたいと思いました。

以上です。

○委員長 教育長を含め各教育委員から報告をしていただきましたが、何か質問などありましたらお願いいたします。

私から1つ。八並委員に、成人式、P連の方々とかそういう応援のことについては報告がありましたけど、成人式そのものはどんな感じで進められたのでしょうか。教育委員会主催ではないので、内容を知らない方がほとんどだと思います。もしこんな流れで進んでいましたというのがありましたら、教えていただきたい。

それからもう1つは、私の意見になりますが、先ほど東京駅伝につきましては、教育長、坂上委員から、町田のチームが頑張っていて、しかもそれを多くの先生方等が支えているという報告がありました。これだけ活躍していることが町田市民にどれだけ知られているだろうかといいますと、やはり学校関係者だけなのかなという気がするのです。こんなに誇らしいことを町田市全体にもっと知らしめていただいて、場合によったら、今度の2月5日は、甲子園ではないですけど、みんなで応援に行こうよぐらいの、そういう町田市民にも勢いが出るような、そんな取組になればいいなと思いました。これは私の感想及び意見です。

それでは、八並委員、いかがでしょうか。

○八並委員 今年度の「二十祭まちだ2017」の式典ですが、新成人を主体とした若者が実行委員となり、企画運営をしてくれたそうです。

当日の式典には、ちょっとびっくりするようなスペシャルゲストとかもいらっしゃいました。芸人さんですが、女装する、ちょっと筋肉質な、マッチョな芸人さんなんですね。やっているコンセプトは、かわいさと強さの両方をアピールするという芸風でした。男性であるとか、女性であるとか、障がいがあるとかないとか、そういうことではなくて、一人一人の個性を非常に尊重しようというところをアピールする式典でございました。

今回のテーマの文言は、私は正確に覚えていないのですけれども、個人が輝くというよ

うなメッセージ性のあるテーマを掲げておりました。

○委員長 もう1点ご報告いただきたいのですが、マスコミで取り上げるからなんですけど、いわゆる参加する成人の皆さんの態度といたしますか、これが今年も乱しているとか、服装がどうか、成人の方々の態度について、マスコミではかなり批判的に取り上げられて、「町田はどうなの？」と私も聞かれたことがあるのですが、今回行っていませんので報告できませんでした。町田市の成人の参加者はどんな感じだったのでしょうか。

○八並委員 参加者の様子としては、多少騒がしく盛り上がっているような団体も一部見受けられましたけれども、全体としては非常に落ちついておりました。式典の最中も、にぎやかしと思われるようなちょっと派手なパフォーマンスをするような者もおりましたけれども、特に報道にあるような秩序を乱すとか、そういったような行動はここ数年見られてないと思います。

○委員長 ありがとうございます。私たちは学校教育を担当しておりますので、小中9年間の教育の成果が5年後にどんな形であられるのかというのはやはり見ておく必要があるだろうと思います。ただいまの報告でちょっと安心いたしました。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

教育長、お願いいたします。

○教育長 議案審議事項に入る前に、先ほど委員長から、東京駅伝での町田市の子どもの活躍をマスコミ等にPRしたらどうかというお話がありましたが、各自治体単独でのPRというのはなかなか難しいと思いますので、まずは実施主体である東京都教育委員会に、そういうPRを充実するようにお願いしてまいりたいと思います。

一方で、去年はオリンピック・パラリンピックの年でもございました。そこに町田市の地元小・中学校出身の選手が4人も代表選手として出場いたしましたので、そのおかげで、例えば陸上の関根選手とか大迫選手について、いろいろな新聞記事等で、中学時代は東京駅伝大会で優勝した当時のメンバーだったとか、町田市のこどもマラソンで優勝した選手だったとか、そういう記事を書いていただきました。大変盛り上がり、市民の皆様にもそういう活躍が広がったと思っております。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案第63号、第65号及び第71号については学校教育部長から、議案第67号、第68号及び第69号につきましては、生涯学習部長からご説明申し上げたいと思います。

○**委員長** それでは議案第63号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。

○**学校教育部長** それでは議案第63号についてご説明申し上げます。「町田市教育委員会児童生徒表彰について」でございます。

本件は、他の模範となる行いをした児童・生徒または芸術、文化、スポーツなどの分野で活躍し、優秀な成績をおさめた児童・生徒を、町田市教育委員会児童生徒表彰規程に基づき、表彰するものでございます。

なお、昨年、2016年12月19日に、学校教育部、生涯学習部の管理職を中心とした委員で表彰規程に基づき審査をいたしました。また、表彰式につきましては、3月4日（土）を予定しております。

1枚あけていただきますと、表彰の候補者一覧が載っております。一番上をご覧ください。今回は、個人、団体を含めて58件の表彰となります。下には個人、団体それぞれお名前を載せております。

以上でございます。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありましたらお願いいたします。

○**森山委員** 1点お伺いしたい点がございます。内訳の2行目に「特に模範となる行為」とございます。今回は「伝統文化の継承」という項目で数名の方が表彰対象の候補者になっておりますけれども、「特に模範となる行為」というのは、ほかに具体的にどのようなものをお考えおられるのでしょうか、その点をお伺いできればと思います。

○**教育総務課長** 「特に模範となる行為」につきましては、「伝統文化の継承」のほかに、いわゆるボランティア活動、日常の中での地道な活動に関しても対象としているところでございます。

○**八並委員** 今回も、本当にいろいろな能力あるいは才能を持った児童・生徒が、このような形で表彰されることは大変うれしいことだと思います。彼らのこういった活動をぜひ目に見えるような形で、もっとアピールしていただけないかなと思いますので、何か考えていただけたらと思います。

○**教育総務課長** ご意見ありがとうございます。子どもたちの頑張りをたたえる、そういうようなことをアピールする部分に関しまして、今後工夫していきたいと考えております。

○委員長 私からですが、細かいことで恐縮ですが、野球大会で優勝した生徒が、個人で表彰対象となっております。野球のようなチームプレーの優勝がどういうことで個人の立場で表彰される対象になったのでしょうか。

○教育総務課長 野球というのは基本的にはチームスポーツでございますが、そのチームの中のメンバーのうち、町田市の公立の小中学校に在籍する子どもは3人のみということで、個人として表彰対象とさせていただいているところでございます。

○委員長 わかりました。ほかに何か質問などございますか。

3月4日に表彰式が行われるということですので、これにも多くの方が関心を持っていただけたらありがたいなと思います。

それではお諮りいたします。議案第63号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第65号を審議いたします。

○学校教育部長 それでは議案第65号「町田市学校保健功労者の表彰及び感謝状の贈呈について」、ご説明申し上げます。

本件は、永年にわたり学校医等として学校保健の進展に寄与され、その功績が顕著な3名を、町田市教育委員会職員等表彰規程第2条の規定に基づき、表彰するものでございます。

また、多年にわたって学校医等として学校保健の向上に尽くされた4名の方に、町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱第3の規定に基づき、感謝状を贈呈するものでございます。

なお、表彰及び感謝状贈呈式は、来月2月16日を予定しております。

1ページあけていただきますと、先ほど申し上げた在職15年以上の方3名、在職10年以上の感謝状贈呈対象者4名のお名前が載っております。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問ございますか。

私から。表彰規程の内容を確認するのと同じことになると思いますが、感謝状贈呈の対象者は在職10年以上で、表彰対象者が在職15年以上ということは、感謝状贈呈対象者があ

と5年在職していると、表彰対象になるという意味でしょうか。

○保健給食課長 ただいま委員長のほうからお話がありましたとおりでございます。あと5年たちますと、表彰の対象となってまいります。

○委員長 わかりました。

ほかにごございますか。

それではお諮りいたします。議案第65号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第67号を審議いたします。

○生涯学習部長 議案第67号「町田市指定有形文化財の指定について」、ご説明いたします。

本件は、町田市文化財保護条例第50条に基づき、町田市文化財保護審議会に2016年11月7日に諮問した町田市指定有形文化財の指定について、11月25日に別紙のとおり答申がありましたので、町田市指定有形文化財に指定することについて議決を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきますと、答申書の写しでございます。資料名は「村野常右衛門関係史料」で、答申内容は「市指定有形文化財に該当する」というものでございました。

さらにもう1枚めくっていただきますと、指定の分野は「古文書、歴史資料」であること、概要には答申の理由が記載されております。

説明は以上となります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。諮問することについて11月に既に協議をしておりますので、内容についてはよくご存じかと思えます。

それではお諮りいたします。議案第67号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第68号を審議いたします。

○生涯学習部長 議案第68号「町田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、公民館の施設等の使用率向上を目的として使用者の範囲などを変更するため及び町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則の制定に伴い施設案内予約システムに関する規定を削るため、改正するものでございます。

次のページをごらんください。2の「改正内容」は、3つとなります。1つ目は、施設案内予約システムの利用者番号交付等の手続に関する規定を削ります。2つ目として、団体の代表者を20歳以上から18歳以上に引き下げること及び団体以外の者も施設案内予約システムを利用して利用申請等をできるようにすることから、全体的に規定を整備します。3つ目として、その他文言の整理を行います。

次のページ以降に新旧対照表を掲載しております。

施行期日は平成29年4月1日となります。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、質問などがありましたらお願いいたします。

まず私から。「改正理由」ですが、前半は「使用者の範囲等を変更する」ということで、これが20歳以上から18歳以上ということでは理解できるのですが、その後ですが、「町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則の制定に伴い、施設案内予約システムに関する規定を削るため」ということで、新しく制定する規則と削られる規定との関係がよくわからないのです。これについて説明をお願いしたいと思います。

○生涯学習センター長 町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則を制定するというのと、それに伴いまして、公民館条例施行規則に関する規定を削るという部分の関係ですが、今回は公民館の施設の利用に関することということで、議案を出させていただいておりますが、これは必ずしも公民館だけではなくて、市民センターとか、コミュニティセンターとか、この施設案内予約システムを使っている様々な施設が、同じ形で、規定を変更することが必要になります。そのために、同じシステムを使っている施設の規則を今回統一する形で新たにつくっております。それに伴いまして、従前は各施設の施行規則で登録要件を定めておりましたが、それと重複する形になりますの

で、元の規則の規定を削っております。

○委員長 再度確認ですが、こういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。予約システムは、今までは施設ごとに予約をしていた。ところが、今回はそれを全て一括して予約できるようなシステムにする。この予約システムの違いは今のような理解でよろしいのでしょうか。

○生涯学習センター担当課長 システムについては従前と変わりございません。それについては、生涯学習センター、公民館もコミュニティセンターも市民センターも同じでございます。ただ、例規上、今までは各施設の施行規則で定めていたものを、そのシステムを使う部分に関して、1本にまとめて規則を制定したので、各施設の施行規則上載っていた規定をそれぞれ削除するものでございます。

○委員長 そうしますと、予約のやり方は変わらない。ただ、規則がばらばらだったものを、1つの規則にまとめたということで、使う側とすれば何ら変わることはありませんよという理解でいいのでしょうか。

○生涯学習センター担当課長 そのとおりでございます。

○委員長 よく理解できました。ありがとうございます。

ほかにございますか。

○森山委員 今の委員長のご質問とかかわることかと思いますが、利用する市民にとりましてわかりづらい面もあるかと思えます。大きな改正だと思えますので、利用年齢のことや予約システムの内容について、ぜひ市民の方々によりわかりやすい周知をお願いできればありがたいと思えます。

○生涯学習センター長 周知のために十分な期間をとって、皆様にご理解いただけるように努めていきたいと思っております。広報につきましては、2月1日の「広報まちだ」で、11月の定例会にお諮りをしました施設の使用料の改定とあわせましてお知らせしていく予定です。

○八並委員 利用者の規定の変更により、利用団体の代表者の年齢が18歳まで引き下げられたことと、個人による申し込みが可能になったことで、利用者がかなり増えるのではないかと思います。今までの使用状況からすると、このくらい増えるのではないかとの見込みがございましたら、教えていただけますか。

○生涯学習センター担当課長 生涯学習センター、公民館の2015年度の利用率は78%でした。例年大体80%弱ぐらいの利用率でございます。ただ、午前、午後、夜間ということで、

利用率に多少差がございます、午前中に関しましては85%、午後に関しましては88%、夜間については61.7%という状況になっております。生涯学習センターに関しましては、元々会議室の利用率がかなり高い施設ですので、今回利用を緩和したとしても、午前、午後に関してはさほど変わらないかなと思います。ただ、夜間については多少の空きがございますので、この部分ではそれなりに利用が伸びるのではないかと考えております。

○委員長 ほかにございますか。

それではお諮りいたします。議案第68号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第69号を審議いたします。

○生涯学習部長 議案第69号「町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、町田市民文学館の施設等の利用率向上を目的として利用者の範囲などを変更するため、及び町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則の制定に伴い施設案内予約システムに関する規定を削るため、改正するものでございます。

次のページをごらんください。2の「改正内容」につきましては、議案第68号と同じ内容でございます。

施行期日は平成29年4月1日となります。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。

先ほどと同じ内容になるかと思いますが、施設が変わっての提案ということになります。先ほどの八並委員からの質問と同じですが、利用者の増加の見込みについてはいかがでしょうか。

○市民文学館担当課長 現在、文学館の年間の稼働率は、6割ちょっとくらいです。今までは、例えば市内の学生たちが何か活動したいという場合でも、5人以上の団体でないと活動ができないということがございました。まずは2人から仲間を集めて活動したいというようなお申し出もございました。そういった方たちも今後にご利用いただけるようにな

るのではないかと思います。それは市民も、在勤、在学も含めて、同じでございます。特に学生活動、市内には大学が多く存在していますので、そういったところにもいろいろお知らせをしながら活動に使っていただけるように考えております。

○**坂上委員** 公民館、文学館の利用者のことでお聞きしたいのです。年齢層なんですけど、公民館とか文学館を使っている方の年齢層はどうしても中高年のイメージがあるのですが、若い世代の方、20歳以上という今までの規定の中で、その年代の方の利用者はどのぐらいいたのでしょうか。また、18歳に引き下げられて、今までも20歳以下で利用したいと言っていた学生、若い子たちがどのぐらいいたのか、もしわかれば教えていただけますか。

○**市民文学館担当課長** 具体的な数字は、今ちょっと手元に資料がないのでお答えできないのですが、今まで文学活動に使用していただいている年齢層といたしましては、やはり50代、60代がかなり多く、メインということになります。40代、あと70代と続くと思います。今言われた18歳、20歳、20代前半の方々や子育て世代、それからお仕事の関係で、会議室の利用というのは、それに比べると、数的には今まではなかなかなかったのですが、特に今回18歳に年齢が引き下げられたことと、個人利用も可能になりますので、その辺は18歳以上の、特に学生の方たちにも多く利用していただきたいと考えております。

○**委員長** 議決をした後ですが、公民館についてはいかがでしょうか。

○**生涯学習センター長** 生涯学習センターにつきましても、特に平日の昼間などは高齢の方のご利用がかなり多いのですが、平日でも夜間とか土日ですと、若い方とか、現役世代の方が使われているケースも結構ございます。特に平日の夜間ですと、お仕事帰りの方がいろいろ勉強会をされているということもありますし、若い方ですと、ダンスとか演劇などの場に使われていることがあります。

さらに、例えば子どもセンターなどでは18歳までの利用ができますが、18歳を過ぎますと、今度、活動する場が急になくなってしまいますので、18歳に引き下げることによって、そういった方たちが利用できる場として活用できるのではないかと考えております。

○**委員長** ありがとうございます。

それではお諮りいたします。議案第69号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第71号を審議します。

○**学校教育部長** それでは議案第71号「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解職及び委嘱について」、ご説明申し上げます。

本件は、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員について、1名の委員の方から辞職の申し出がございましたので、次のページの別紙のとおり、解嘱及び委嘱をするものでございます。

なお、委嘱期間につきましては、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例第4条第2項に基づき、前任者の残任期間であります2017年4月30日までといたします。

1ページおあげいただきますと、上段に解嘱者の方、下段に新たに委嘱する方を記載してございます。上段の方は福祉部門から選出していただいています民生・児童委員の代表委員でございます。この方を解嘱いたしまして、町田地区代表委員であります下段の茂木さんを、福祉専門分野として委嘱するものでございます。なお、ほかに、教育分野、心理分野、法律関係、それぞれ4名の方を委嘱しております。

説明は以上でございます。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問ございますか。

私からですが、解嘱の事由はここで公開できるようなことはありますか。なければなしで、個人的なことで公開できないようであれば結構でございますが。

○**教育長** 解嘱事由は、福祉分野で所属している民生・児童委員協議会の定年の定めによるものだとお聞きしております。

○**委員長** ありがとうございます。

ほかにございますか。

それではお諮りいたします。議案第71号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に日程第3、報告事項に入ります。

教育長からお願いいたします。

○**教育長** 本日の報告事項、2件ございますが、それぞれの詳細につきまして、担当者からご説明申し上げたいと思います。

○委員長 それでは、報告事項（１）について、担当者から説明をお願いいたします。

○保健給食課長 それでは、報告事項（１）『第５回学校給食展』の開催について、報告させていただきます。

国が定めます全国学校給食週間に合わせて、学校給食展を市庁舎１階イベントスタジオで開催いたします。５回目となる今回は、給食が始まった明治時代からの年代別給食のレプリカを展示し、日本における学校給食の歴史を振り返るとともに、現在の町田市の学校給食について詳しく紹介いたします。

また、特に今回は、オリンピック・パラリンピックに向けて、各校で世界各国の料理を給食に取り入れていることから、サブテーマを「～オリンピック・パラリンピックに向けて 学校給食から世界の食文化を知ろう！！～」とし、世界の食文化に関する食育の取組についても紹介いたします。

開催期間は１月２３日（月）から２７日（金）の１週間でございます。内容は記載のとおりさまざま予定をしておりますが、サブテーマに関連することといたしましては、世界の料理、食文化について、パネルを多数活用いたしまして、紹介していく予定でございます。

その他、今回は食育ボランティアによる豆つかみゲーム、また食育クイズの実施など、新たに企画をいたしました。なお、昨年の第４回と同様、市庁舎食堂とのコラボ企画、学校給食メニューの販売を行うことも予定をしております。

報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何か質問などありましたら、お願いします。

○坂上委員 学校給食展は５回目ということですが、今まで余り知られていない感じがあります。これは保護者や児童・生徒にお知らせしているのでしょうか。それとも、ただこれがありますよということでチラシを置いてあるのでしょうか。広報はどのようにしているのか、学校で児童・生徒にチラシを配っているのか、その辺を教えていただけますか。

○保健給食課長 広報につきましては、小学校においては、各学校の「給食だより」等でお知らせをさせていただいております。また、中学校給食に関しても、市でつくっております「給食だより」に、その点について記載をさせていただいております。また、いろいろなメディアといたしますか、例えば昨年ですと、読売新聞などでも紹介をしていただいたり、ホームページでも紹介をさせていただいたりして、たくさんの方に見に来ていただきたいというような思いは伝えているつもりでございます。

○委員長 私から。食育ボランティアという方はどういう方々でしょうか。

○保健給食課長 食育ボランティアの方々は、保健所が所管しております食育推進事業の一環で、食に関する資格、例えば管理栄養士、栄養士、調理師など、また食の経験をお持ちの方ということで、例えば農業関係者、それから食品の関連事業者等、そういった方や、食育の推進に関心のある一般市民の方々などを募集して、養成講座を受講していただいた後、食育ボランティアとして登録をしていただいている方々でございます。

○委員長 各学校には栄養士さんがいらっしゃいますので、必要がないのかもしれませんが、食育ボランティアの方が学校教育に協力をしてくださる。つまり、学校の要請で出向いてくださるといようなことは可能なかどうか。また、そういう実績があるのかどうか、教えていただければと思います。

○保健給食課長 食育ボランティアが始まりましたのが、実は昨年度、2015年度でございます。こちらにも、一般の方々には、周知という意味では少し知られていない部分があるかと思いますが、この方々の活動内容としては、さまざま食に関することであれば、要請があればどこにでもということ聞いておりますので、これからこういったボランティアの方々の活動を広げる意味でも、学校から要請、要望があれば、保健給食課においても一緒にかかわりながら事業を進めていきたいと考えております。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、報告事項（2）に移らせていただきます。

○市民文学館担当課長 私からは、報告事項（2）「開館10周年記念『八木重吉—さいわいの詩人（うたびと）—』展の実施報告について」、ご説明を申し上げます。

秋の町田市民文学館の企画展といたしまして、町田市相原町に生まれた詩人、八木重吉の本格的な文学展を延べ54日間にわたって開催をいたしました。過去における秋の文学館の有料展といたしましては、2番目に多い5,003人の観覧者数となりました。アンケートでは、6割近くの方が市外からの来館者という回答結果が出ております。また、その5割以上の方から町田市民文学館には初めて来たというようなアンケートの回答をいただいております。

本展では今回、相原地域の商店や市民、法政大学の学生らからご協力をいただきまして、地元商店などとの展覧会に合わせたコラボメニューやコラボ和菓子などを作成しており、そういったものは展覧会の終了後も販売を続けていただけると聞いております。地域の名物が生まれることにもつながったのではないかと考えております。

説明は以上となります。

○委員長 ただいまの報告につきまして、何か質問などありましたら、お願いします。

○八並委員 今ご報告がありましたように、展覧会によって地域の名物が生まれることになったというのは大変素晴らしいことだと思いますので、パブリシティの件につきましてもう少し詳しくご報告していただけますか。

○市民文学館担当課長 地域の住民、商店、法政大学の学生ら、多くの方にご協力をいただきました。商店では、相原にうどん屋さんがあるのですが、八木重吉が生前、とろろとコロッケが好きだったというようなことがあるので、「重吉御膳」というセットメニューをつくっていただいたり、和菓子屋さんでは、ハート型をした最中を「こころ最中」という形で販売していただいたり、展覧会の期間中では、バッグチャームみたいなもので、その木片に、レーザーで八木重吉の詩を刻んだものを販売していただいたり、大学生では、展示の中でもご紹介いたしました、DVDの関係、それから、皆さんにお配りする相原マップみたいなもの、それから、イベントなどでもご協力をいただきました。特にうどん屋の「開都」の「重吉御膳」については、今後もそのメニューは継続して続けていっていただけると聞いておりますし、「こころ最中」についても継続して販売していただけるといようなお話をいただいているところでございます。

○委員長 文学館主催の事業でここまで広がっているのに、教育委員がこういうものを食べてないというのは申しわけないと思いますので、そのうちいただきに行きたいなと思います。

それからもう1つ、私からですが、市内外からという中で、半数くらいが市外の方だということについてですが、広報活動になるのかもしれませんが、どうして半数ほどの市外の方が来館される結果になったのか、これについて何か分析をされていけば、教えていただきたいと思います。

○市民文学館担当課長 今回のイベントに先立ちまして、詩画コンテストというのをやりました。八木重吉の詩に絵を描いたり、張り絵をしたり、水彩画であったり、いろいろなんですけども、そういったコンテストを行い、市内小中学校の皆さんや多くの方に協力していただきました。また、市外の方に隠れファンといいますか、そういった方が多くいらっしゃって、そういった方たちからの口コミが来館のきっかけになったとのアンケートの結果が結構多く見られました。当然、広報、インターネット、新聞等の広告なども行っておりますが、来館していただいた方からの感想、口コミ、そういった方のお話で初めて知ってこの展示を見に来たというような方が今回多くいらっしゃったので、そういったと

ころの効果が大きかったのかなと思っております。

○委員長 ただいまのロコミというのは、インターネット上にロコミが出されていったということですか。

○市民文学館担当課長 相原の方からのロコミもありますし、展覧会を観覧していただいた方のロコミなどの感想で、よかったわよということで、来ていただいた方が多くいらっしゃいました。

○委員長 ロコミでそれだけ広がるということを考えると、やはり何とか文学館に足を運んでもらうことを工夫すれば、ロコミでもっと広がっていくということの1つの実証事例だと思います。ぜひこれからも文学館に足を運んでもらういろいろな工夫をしていただければなと思います。

ほかにございますか。

それでは、報告事項に関する質疑を終わります。

休憩いたします。

午前 11 時 01 分休憩

午前 11 時 02 分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第 10 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 07 分閉会